

改正 水道法50項目

区分	No.	項目	飲料水水質基準値	
病原微生物の指標	1	一般細菌	100 個/ml以下	
	2	大腸菌	陰性	
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l以下	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	
	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	
	11	フッ素及びその化合物	0.80 mg/l以下	
	12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	
	一般有機化学物質	13	四塩化炭素	0.002 mg/l以下
		14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
15		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
16		ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	
17		テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	
18		トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	
19		ベンゼン	0.01 mg/l以下	
消毒副生成物		20	塩素酸	0.6 mg/l以下
	21	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	
	22	クロロホルム	0.06 mg/l以下	
	23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	
	24	ジブromonoklorometan	0.1 mg/l以下	
	25	臭素酸	0.01 mg/l以下	
	26	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	
	27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下	
	28	ブromodichlorometan	0.03 mg/l以下	
	29	ブromホルム	0.09 mg/l以下	
	30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	
色・味	31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	
	32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	
	33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	
	34	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	
	35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	
	36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	
	37	塩化物イオン	200 mg/l以下	
	38	カルシウム・マグネシウム (硬度)	300 mg/l以下	
	39	蒸発残留物	500 mg/l以下	
発泡	40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	
臭気	41	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	
	42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	
発泡	43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	
臭気	44	フェノール類	0.005 mg/l以下	
味	45	有機物質 (TOC)	5.0 mg/l以下	
基礎的性状	46	pH値	5.8~8.6	
	47	味	異常なし	
	48	臭気	異常なし	
	49	色度	5度 以下	
	50	濁度	2度 以下	
水道法10項目			平成20年4月1日改正	